

高橋 博子 様



特定歴史公文書等利用決定通知書

平成31年4月22日付で請求のありました特定歴史公文書等の利用について(利用請求番号 2019-0125)、公文書等の管理に関する法律第16条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

1. 利用請求受付日

平成31年4月22日

2. 利用請求のあった特定歴史公文書等に対する処分の結果一覧

通番 1	管理番号	C'.4.2.1.5-6
	特定歴史公文書等の名称	汚染船舶航跡関係
	処分の結果	一部を除き利用を認めます
	利用を認めない理由	・ 個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、利用を認めないこととしました。(公文書等の管理に関する法律第16条第1項第1号イに基づく。)
	原本の閲覧を認めない理由	
	利用方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 文書又は図画 <input checked="" type="checkbox"/> 用紙への複写 <input checked="" type="checkbox"/> マイクロフィルム (<input checked="" type="checkbox"/> 用紙への印画) <input checked="" type="checkbox"/> スキャナ等による電磁的記録 (<input checked="" type="checkbox"/> 用紙への印画, <input checked="" type="checkbox"/> 光ディスクへの複写) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙への印画 <input type="checkbox"/> 光ディスクへの複写
	外交史料館閲覧室で閲覧を実施することができる日時	令和元年6月25日以降
	写しの交付に要する日数	

通番 2	管理番号	C'.4.2.1.5-7
	特定歴史公文書等の名称	汚染漁船及び商船の検査報告
	処分の結果	一部を除き利用を認めます
	利用を認めない理由	・個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、利用を認めないこととしました。(公文書等の管理に関する法律第16条第1項第1号イに基づく。)
	原本の閲覧を認めない理由	
	利用方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 文書又は図画 <input checked="" type="checkbox"/> 用紙への複写 <input checked="" type="checkbox"/> マイクロフィルム (<input checked="" type="checkbox"/> 用紙への印画) <input checked="" type="checkbox"/> スキャナ等による電磁的記録 (<input checked="" type="checkbox"/> 用紙への印画, <input checked="" type="checkbox"/> 光ディスクへの複写) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙への印画 <input type="checkbox"/> 光ディスクへの複写
	外交史料館閲覧室で閲覧を実施することができる日時	令和元年6月25日以降
写しの交付に要する日数		

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、外務大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

※本件連絡先

外務省大臣官房総務課外交史料館 史料管理・閲覧室

電話:(03)3585-4511

FAX:(03)3585-4553

E-mail:gaishi@mofa.go.jp